



次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の 策定について

神奈川県 健康医療局 保健医療部 健康増進課 健康づくりグループ

次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

- 1 経緯について
- 2 国の次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- 3 最終評価報告書について
- 4 今後の進め方について

次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

今回会議の目的

- 令和5年度で現行の「歯及び口腔の健康づくり推進計画」の期間が満了するため、次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定に向けて、計画評価・策定部会において、作業を進める予定としています。
- 国の次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の内容やロジックモデル等を踏まえ、本県の次期計画策定の方向性について、ご意見を申し上げます。
- 現計画の最終評価報告書における課題や関係機関の取組み等を踏まえ、次期計画の策定に向けたご意見を賜りたく、よろしくお願いいたします。

次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

1 経緯について

1 経緯について

	神奈川県 歯及び口腔の健康づくり推進計画	<参考・国> 歯科口腔保健に関する基本的事項
計画期間	平成25年度～令和5年度※	平成25年度～令和5年度
最終評価	令和5年3月公表	令和4年6月 最終評価報告書（案） 公表
次期計画策定作業	令和5年度	令和5年中 次期基本的事項公表予定 （6月17日ㄨでパブコメ）

※ 国の基本的事項の延長に伴い、
令和4年度までの計画期間を令和5年度までに延長（令和3年10月）



次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

2 国の次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、**厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めることとしている。**
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている**国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める。**

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考) 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの**総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。**

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、**平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第1次）**が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する**医療計画等の期間と調和を図る**観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の**期間を1年延長し、令和5年度までとされた。**なお、**令和4年度に最終評価が実施された。**
- ◆ **令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第2次）**は、「**歯・口腔の健康づくりプラン**」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

歯・口腔の健康づくりプランの概要（案）

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、歯科口腔保健に関する施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）を推進する。

歯・口腔健康づくりプランの骨子

1) 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小
2. 歯科疾患の予防
3. 口腔機能の獲得・維持・向上
4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

2) 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

※歯科口腔保健の推進のための基本的な方針についてそれぞれ目標・計画の設定及び評価の考え方を示す。

3) 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

※地方公共団体における歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価の際の留意事項を示す。

4) 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

5) 調査及び研究に関する基本的な事項

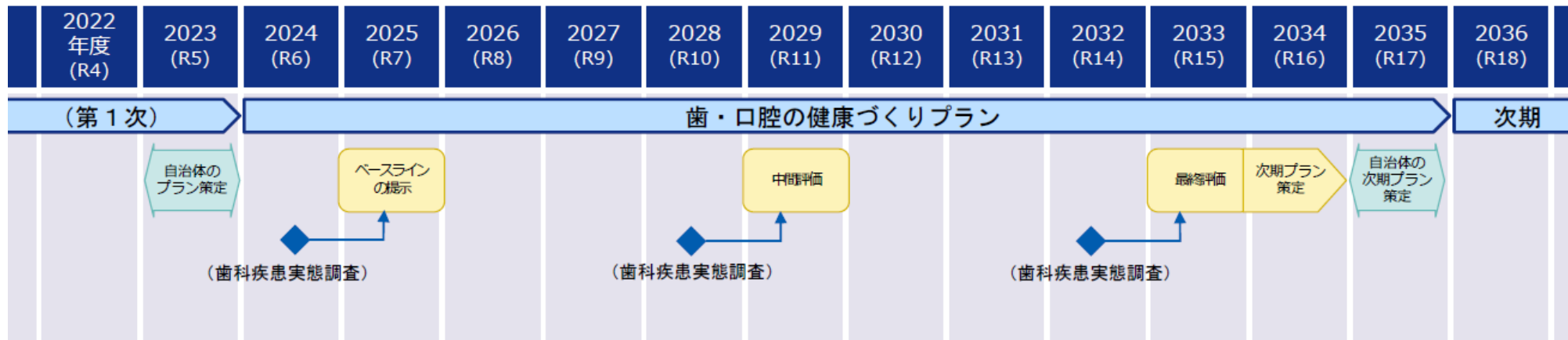
※歯科口腔保健に関する調査の実施及び活用や研究の推進に関する事項を示す。

6) その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

※歯科口腔保健に関する正しい知識の普及、歯科口腔保健を担う者の連携及び協力、大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項を示す。

歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール（案）

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第3次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



歯科口腔保健パーパス（最終案）

歯・口腔の健康づくりプランが目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）を設定する。

これまでの成果

- こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口腔衛生の改善傾向
- 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- 診療報酬等による口腔管理等への対応
- 国民の歯科口腔保健への関心の向上

課題

- 基本的事項（第1次）の一部の指標が悪化
- 定期的な歯科検（健）診の受診率
- 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- PDCAサイクルの推進が不十分
- 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- 総人口減少、こども・若者の減少、高齢化の進展
- デジタルトランスフォーメーションの加速
- PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる
歯科口腔保健の実現

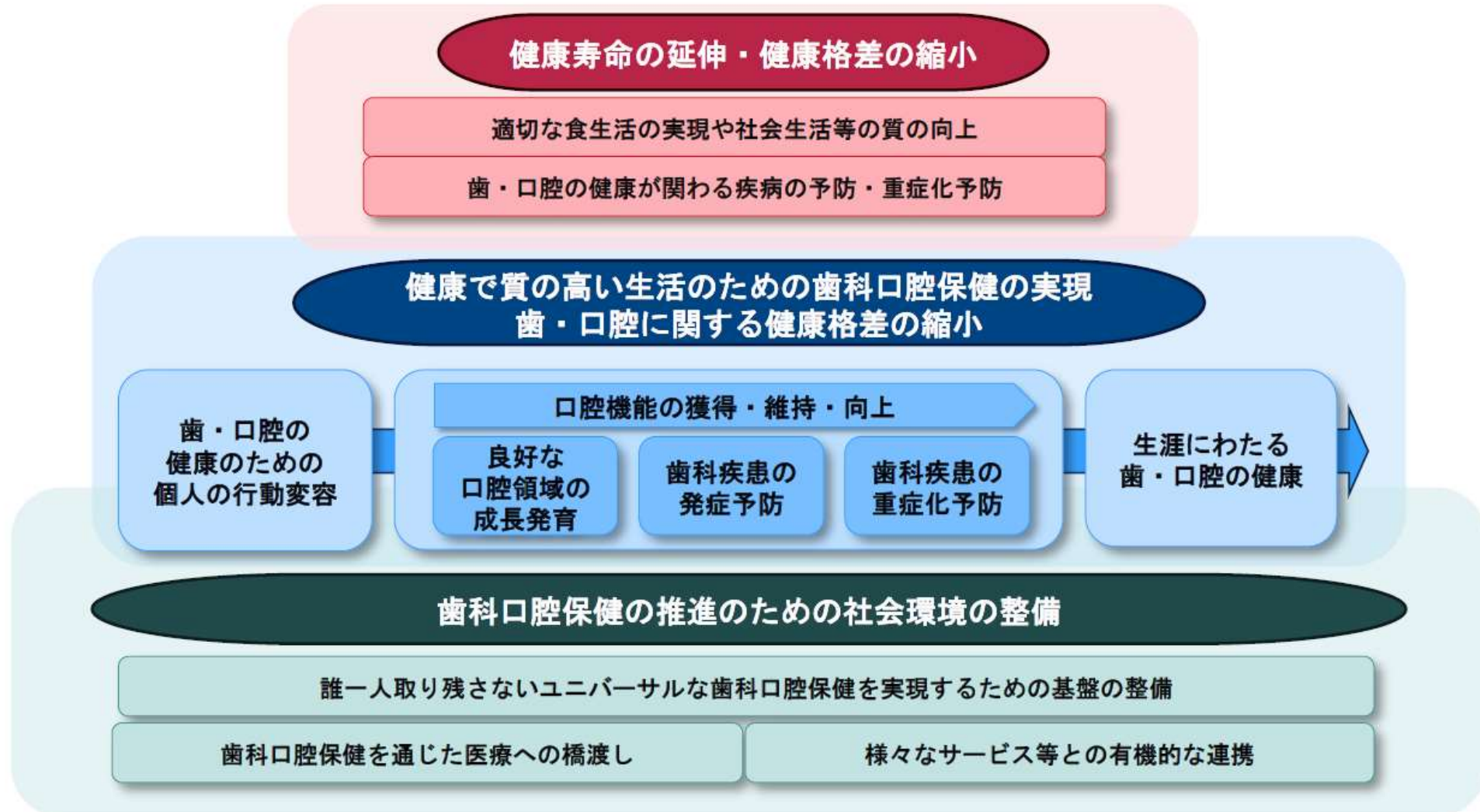
①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

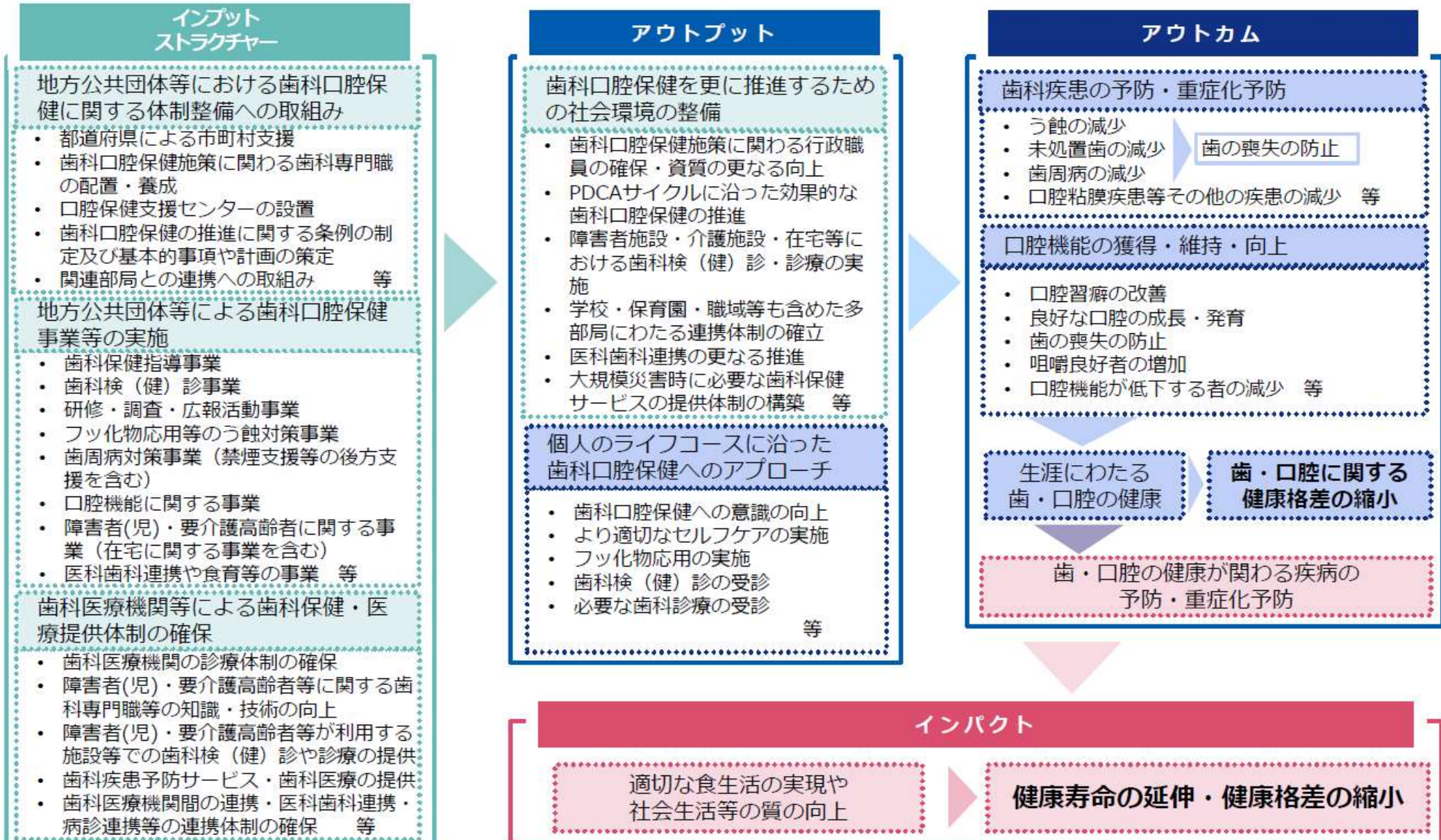
歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン（最終案）

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。



歯科口腔保健の推進に関するロジックモデル（最終案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた歯科口腔保健の推進に向けて参考とするロジックモデルを示す。



歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標 一覧（案）

目 標	指 標	目 標 値
第1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小		
一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5%
第2. 歯科疾患の予防		
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合（再掲）	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合	5%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上		
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（再掲）	5%
第4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健		
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

3 最終評価報告書について

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画について

○ 計画の趣旨

本計画は、神奈川県の歯科保健施策を推進する基盤となるものであり、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージ等に応じた施策の方向などを示しています。また、歯及び口腔の健康づくりは県民自らがその意義を自覚して取り組むものであるという基本的な考え方のもと、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的としています。

○ 計画の方向性

各ライフステージに応じた歯科保健サービスの提供に必要な環境整備を推進するための5つの方向性を示しています。

○ 計画の位置づけ

本計画は、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例 第11条及び歯科口腔保健の推進に関する法律 第13条の規定に基づき策定しています。

○ 最終評価の目的

本計画は、策定後5年目に中間評価を実施しており、10年目となる令和4年度に最終評価を行いました。

最終評価においては、目標に対する実績値や諸活動の成果の評価を行い、得られた課題等を令和6年度から実施予定の次期計画に反映することを目的に実施しました。

(令和5年3月公表)



目標と主な取り組み（乳幼児期）

	目標項目
1	3歳児でむし歯のない者の割合の増加
2	3歳児でむし歯のある者のうち重症の者の割合の減少
3	3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少
4	3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村の増加

○平成 25 ～令和 3 年度の主な取組（神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画最終評価報告書 抜粋）

➤ 神奈川県

- 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業
- 児童相談所（一時保護所）での歯科健康教育、生活保護受給世帯の子どもに対する健康管理支援
- フッ化物洗口普及啓発事業

➤ 市町村

- 父親・母親教室、歯科相談・歯科教室、歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳、その他）、妊婦歯科健診

➤ 関係団体

- 神奈川県歯科医師会：地域歯科医師会で歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導等を実施
小児歯科相談医の普及
- 神奈川県歯科衛生士会：幼稚園児対象に講話、幼稚園児対象に歯みがき指導
- かながわ健康財団：歯科保健情報紙「かむカム」を発行し、県民に情報提供を実施
- 神奈川県保育士会：講演会、乳幼児の口の働きを促す遊びの実践、資料作り及びアンケート調査
- 鶴見大学歯学部：「区福祉保健センターにおける乳幼児健康診査事業」への派遣

目標値に対する実績値の評価（乳幼児期）

	目標項目	基準値 (H22)	中間評価時 (H26)	直近値 (R03)	個別 評価	総合 評価
1	3歳児でむし歯のない者の割合の増加	82.5%	86.2%	92.0%	B*	B (3.8)
2	3歳児でむし歯のある者のうち重症の者の割合の減少	29.9%	26.8%	23.6%	B*	
3	3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	14.0%	12.3%	14.5%	D	
4	3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村の増加	18市町村	29市町村	33市町村	A	
		54.5%	87.9%	100%		

A目標値に達した B現時点で目標値に達していないが改善傾向 C変わらない D悪化している E評価困難

- 目標項目の1項目が、目標値に達しました。
- 目標項目の2項目は、基準値と比較すると改善が見られました。
- 乳幼児期の歯科保健対策は、県、市町村、関係団体の連携した取組により、保護者の歯科保健に対する意識の高まりや、家庭での歯みがき習慣、フッ化物の利用状況等も改善したことで、むし歯の罹患状況が改善しています。

目標と主な取り組み（学齢期）

	目標項目
1	12歳児でむし歯のない者の割合の増加
2	中学生・高校生における歯肉に異常所見がない者の割合の増加
3	12歳児の一人平均むし歯数が1.0本未満である圏域の増加

○平成 25 ～令和 3 年度の主な取組（神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画最終評価報告書 抜粋）

➤ 神奈川県

- 県立特別支援学校歯科保健指導
- 児童相談所（一時保護所）での歯科健康教育（再掲）、生活保護受給世帯の子どもに対する健康管理支援（再掲）
- フッ化物洗口普及啓発事業（再掲）

➤ 市町村

- 就学時健康診断（歯科健診）、学校歯科健診、個別歯科保健指導・集団歯科健康教育

➤ 関係団体

➤ 神奈川県歯科医師会：

学校歯科保健関係の研修会等の開催、講師派遣、情報提供等、学校歯科保健表彰事業の実施、
学校歯科医の執務必携ハンドブック改訂版の作成、児童相談所、児童養護施設への歯科健診等の実施
地域歯科医師会で歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導等を実施（再掲）小児歯科相談医の普及（再掲）

- 神奈川県歯科衛生士会：高等学校歯科検診補助、歯科保健口腔清掃指導（小学校、県立特別支援学校）
- かながわ健康財団：歯科保健情報紙「かむカム」を発行し、県民に情報提供を実施（再掲）
- 神奈川県保育士会：講演会（再掲）、資料作り及びアンケート調査（再掲）

目標値に対する実績値の評価（学齢期）

	目標項目	基準値	中間評価時	直近値 (R03)	個別 評価	総合 評価
1	12歳児でむし歯のない者の割合の増加	61.0% (H23)	69.8% (H28)	75.9%	A	A (5.0)
2	中学生・高校生における歯肉に異常所見がない者の割合の増加	なし	75.4% (H27)	84.2%	A	
3	12歳児の一人平均むし歯数が1.0本未満である圏域の増加	5 圏域	6 圏域	8 圏域	A	
		62.5% (H22)	75% (H27)	100.0%		

A目標値に達した B現時点で目標値に達していないが改善傾向 C変わらない D悪化している E評価困難

- 目標項目の3項目すべてが、目標値に達しました。
- 学齢期の歯科保健対策は、県、市町村や関係団体が連携して、むし歯予防のための取組を継続し、むし歯の罹患状況の改善がみられました。

目標と主な取り組み（成人期）

	目標項目
1	20歳代における歯肉に異常所見のない者の割合の増加
2	40歳代における進行した歯周病を有する者の割合の減少
3	40歳(35歳～44歳)の未処置歯を有する者の割合の減少
4	40歳(35歳～44歳)で喪失歯のない者の割合の増加
5	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加

○平成25～令和3年度の主な取組（神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画最終評価報告書 抜粋）

➤ 神奈川県

- 歯周病予防対策事業、歯の健康づくり事業（「健口かながわ5か条」の普及等）
- オーラルフレイル健口推進員養成事業（ボランティア育成・一部委託）、かかりつけ歯科医普及定着推進、地域口腔ケア連携推進事業、糖尿病医科歯科連携基盤整備事業、未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業（委託）

➤ 市町村

- 歯周疾患検診、歯科健康教育、歯科相談、歯と口の健康週間事業

➤ 関係団体

- 神奈川県歯科医師会：各種職域歯科健診、口腔癌検診事業、事業所歯科保健推進事業、「労務安全衛生かながわ」への執筆、神奈川県職員健康教育事業、今、食力を考える研修会、県委託事業等への協力
- 神奈川県歯科衛生士会：県職員歯科検診補助、企業歯科検診補助、支基金歯科検診補助・歯科保健指導等
- かながわ健康財団：未病サポーター養成研修、歯科保健情報紙「かむカム」を発行（再掲）
- 全国健康保険協会神奈川支部：健康保険委員向け研修会、従業員に対する歯科健康教育等、歯周疾患と全身の健康との関連性の普及啓発、歯科健診を受けられる機会の提供について
- 産業保健総合支援センター：県内の産業看護職、産業医及び産業保健業務従事者等を対象にした研修事業
- 健康保険組合神奈川連合会：歯科検診事業、ホームページへの歯科保健情報の掲載
- 神奈川県食生活改善推進団体：生活習慣病予防講習会
- 高齢者福祉施設協議会：口腔ケアの介護技術の研修を実施
- 鶴見大学 歯学部：未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業（県委託事業）

目標値に対する実績値の評価（成人期）

	目標項目	基準値 (H23)	中間評価時 (H28)	直近値 (R02)	個別 評価	総合 評価
1	20歳代における歯肉に異常所見のない者の割合の増加	41.2%	46.0%	44.1%	E	B (4.0)
2	40歳代における進行した歯周病を有する者の割合の減少	24.7%	55.6%	54.0%	E	
3	40歳(35歳～44歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	39.8%	32.5%	29.8%	B*	
4	40歳(35歳～44歳)で喪失歯のない者の割合の増加	46.2%	60.8%	60.5%	B*	
5	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	41.1%	49.2%	57.0%	B*	

A目標値に達した B現時点で目標値に達していないが改善傾向 C変わらない D悪化している E評価困難

- 目標項目の3項目が、基準値と比較すると改善が見られました。
- 成人期の歯科保健対策は、県、市町村、関係団体においては歯科検診や保健指導等の取組が実施されました。

目標と主な取り組み（高齢期）

	目標項目
1	60歳(55歳～64歳)の未処置歯を有する者の割合の減少
2	60歳代における進行した歯周病を有する者の割合の減少
3	60歳代における咀嚼満足者の割合の増加
4	60歳(55歳～64歳)で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加
5	80歳(75歳～84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加

○平成 25 ～令和 3 年度の主な取組 （神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画最終評価報告書 抜粋）

➤ 神奈川県

- 介護予防のための人材育成事業、神奈川県介護予防市町村支援委員会の専門部会の開催、要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備費補助事業、在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室整備事業、オーラルフレイル健口推進員養成事業（再掲）、かかりつけ歯科医普及定着推進（再掲）、地域口腔ケア連携推進事業（再掲）、糖尿病医科歯科連携基盤整備事業（再掲）、未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業（再掲）歯の健康づくり事業（「健口かながわ5か条」の普及（再掲）等）

➤ 市町村

- 介護予防・日常生活支援総合事業、訪問口腔衛生指導

➤ 関係団体

- 神奈川県歯科医師会：後期高齢者に対する歯科健診事業、要介護者等歯科診療事業、在宅歯科医療中央連携室事業、かかりつけ歯科医普及定着推進事業、県営浦賀かもめ団地への歯科健診事業、在宅歯科医療推進事業、神奈川県在宅歯科医療連携拠点運営事業、事業所歯科健診事業、今、食力を考える研修会（再掲）、糖尿病医科歯科連携基盤整備事業（再掲）、県委託事業等への協力
- 神奈川県歯科衛生士会：歯と健康についての講話及び歯周病のセルフチェック、介護予防普及展開事業、通いの場でのオーラルフレイル予防啓発、介護予防啓発従事者研修会
- 神奈川県医師会：市民公開講座「神奈川糖尿病デー」における講演
- かながわ健康財団：未病サポーター養成研修（再掲）、歯科保健情報紙「かむカム」を発行（再掲）
- 神奈川県高齢者福祉施設協議会：高齢者福祉施設における口腔ケア研修会
- 神奈川県食生活改善推進団体：高齢者の低栄養予防講習会
- 神奈川県後期高齢者広域連合：高齢者歯科口腔健診

目標値に対する実績値の評価（高齢期）

	目標項目	基準値 (H23)	中間評価時 (H28)	直近値 (R02)	個別 評価	総合 評価
1	60歳(55歳～64歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	31.1%	31.8%	25.2%	B*	C (3.5)
2	60歳代における進行した歯周病を有する者の割合の減少	74.3%	69.3%	70.8%	E	
3	60歳代における咀嚼満足者の割合の増加	70.3%	73.8%	74.5%	C	
4	60歳(55歳～64歳)で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	75.4%	74.2%	78.1%	C	
5	80歳(75歳～84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	34.6% (H22)	44.7% (H25～27)	62.7% (H29～R1)	B*	

A目標値に達した B現時点で目標値に達していないが改善傾向 C変わらない D悪化している E評価困難

- 目標項目の2項目は基準値と比較すると改善が見られました。
- 長年の8020運動により、80歳（75歳～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合が改善しています。

目標と主な取り組み（障がい児者及び要介護者）

	目標項目
1	定期的な歯科検診を受診する機会を提供する障がい児者入所施設の割合の増加
2	定期的な歯科検診を受診する機会を提供する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合の増加

○平成 25 ～令和 3 年度の主な取組 （神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画最終評価報告書 抜粋）

➤ 神奈川県

- 障害児者等歯科保健事業、県立特別支援学校歯科保健指導、在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業
- 地域口腔ケア連携推進事業（再掲）、健康寿命延伸のための口腔保健人材育成事業（摂食機能支援事業）、在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室整備事業、障害者歯科診療体制推進事業、在宅歯科保健指導推進事業、在宅歯科診療所設備整備費補助事業、在宅歯科口腔咽頭吸引実習事業、要介護・高齢者歯科設置診療所施設・設備費補助事業（再掲）、歯科医師向け認知症対応力向上研修事業、HIV 歯科診療推進事業、未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業（再掲）

➤ 市町村

- 障がい児者歯科検診、障がい者歯科診療、在宅要介護者歯科診療、障がい児者、要介護者向け健康教育

➤ 関係団体

- 神奈川県歯科医師会：摂食機能支援事業（再掲）、神奈川県障害者歯科医療担当者研修会、地域歯科医療研修会、神奈川県在宅歯科医療連携拠点運営事業（地域連携室事業）（再掲）、在宅歯科医療推進事業、神奈川県障害者歯科医療推進協議会、県委託事業等への協力
- 神奈川県歯科衛生士会：県立特別支援学校での講話・歯科保健指導
- 神奈川歯科大学：障害者への歯科治療、定期的な口腔 清掃管理
- 鶴見大学歯学部：障害者の歯科治療
- 神奈川県医師会：神奈川県糖尿病対策推進会議
- 神奈川県保育士会：乳幼児の口の動きを促す遊びの実践
- 神奈川県高齢者福祉施設協議会：高齢者福祉施設における口腔ケア研修会
- 神奈川県食生活改善推進団体：親子の食育講習会

目標値に対する実績値の評価 (障がい児者及び要介護者)

	目標項目	基準値 (H24)	中間評価時	直近値 (R02)	個別 評価	総合 評価
1	定期的な歯科検診を受診する機会を提供する障がい児者入所施設の割合の増加	84.0%	94.7% (H28)	77.5%	C	C (3.5)
2	定期的な歯科検診を受診する機会を提供する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合の増加	81.0%	83.4% (H27)	89.4%	B*	

A目標値に達した B現時点で目標値に達していないが改善傾向 C変わらない D悪化している E評価困難

- 目標項目の1項目は基準値と比較すると改善が見られました。
- 施設における定期的な歯科検診については、利用者の希望状況に合わせた対応をする施設も多い状況です。また、施設における口腔ケアの実施率は高く、施設職員の歯科保健に関する意識の高まりがみられました。

各目標項目（19項目）の達成度

評価	乳幼児	学齢期	成人期	高齢期	障がい児者 要介護者	※参考 項目割合
A (目標値に達した)	1	3				4 (21.1%)
B (目標値に達していないが、改善 傾向にある)				1		1 (5.3%)
B* (目標値に達していないが、改善 傾向にある(ただし、目標年度ま でに目標 到達が危ぶまれる))	2		3	1	1	7 (36.8%)
C (変わらない)				2	1	3 (15.8%)
D (悪化している)	1					1 (5.3%)
E (評価困難)			2	1		3 (15.8%)
ライフステージ全体 としての評価	B(3.8)	A(5.0)	B(4.0)	C(3.5)	C(3.5)	

数値目標の達成状況を踏まえた今後の課題

ライフステージ	今後の課題
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域におけるむし歯の罹患状況を踏まえた対策 ◎ 口腔機能発達に対する適切な支援
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ◎ むし歯有病者の地域差のさらなる縮小 ◎ 学齢期からの歯科口腔保健行動の定着および推進
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 若い世代からの適切な歯科口腔保健行動の定着 ◎ 関係機関・団体及び事業所等と連携した歯と口腔の健康づくりの推進
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢社会における歯及び口腔の健康づくりの推進 ◎ オーラルフレイル対策のさらなる推進
障がい児者及び要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 摂食機能発達支援体制の推進 ◎ 口腔管理支援体制の充実

次期歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について

4 今後の進め方について

次期計画の策定スケジュールについて

令和4年度 第3回 歯及び口腔の健康づくり推進協議会

令和5年2月10日(金)

資料1
改

日 程		内 容	
令和5年	8月3日	歯科保健医療推進協議会	次期計画の策定の進め方について
令和5年	9月	神奈川県議会 厚生常任委員会	次期計画骨子案について報告
令和5年	12月	神奈川県議会 厚生常任委員会	次期計画素案について報告
令和5年 ～令和6年	12月 ～1月	パブリックコメントの実施	
令和6年	2月頃	歯科保健医療推進協議会	次期計画案について
令和6年	2月	神奈川県議会 厚生常任委員会	次期計画案について報告
令和6年	3月	次期歯及び口腔の健康づくり推進計画について公表	

氏名 (敬称略)	役職
安藤 雄一	国立保健医療科学院 主任研究官 ※外部有識者
打矢 純子	神奈川県歯科衛生士会 会長
加藤 尊巳	神奈川県歯科医師会 常任理事
富岡 健一	県域市町村代表 (厚木市・都市衛生行政協議会代表)
安永 愛	保健所設置市代表 (横浜市健康推進課)
山本 龍生	神奈川歯科大学副学長
梁 洪淵	鶴見大学歯学部歯学科 講師

歯科保健医療推進協議会 計画評価・策定部会 スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
歯科保健医療推進協議会 計画評価・策定部会		①			②		③		
歯科保健医療推進協議会		◆						←	

○ 第1回部会（令和5年8月頃）

（内容案）次期計画の骨子案について

○ 第2回部会（令和5年11月頃）

（内容案）次期計画の素案について

○ 第3回部会（令和6年1～2月頃：協議会前）

（内容案）次期計画の最終案について → 本協議会に報告

まとめ

- 国の次期計画では歯科疾患予防の目標を疾患別に整理するなどの変更が加えられるとともに、大規模災害時の歯科口腔保健が追加されている。
- 国の次期計画では、グランドデザインやロジックモデルを元に指標等を設定している。
- 本計画は、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とし、各ライフステージで指標を定めるとともに、関係機関の役割等を定め、計画を推進してきた。
- 最終評価では、6割以上の項目で改善が認められたが、変化がない項目、悪化した項目もあるため、引き続き、対策を検討する必要がある。



(論点)

- 計画評価・策定部会では以下の点を踏まえ、次期計画を検討することとしてはどうか。
 - ・国の次期計画の内容等を踏まえた対応
 - ・本計画の最終評価における課題等を踏まえた対応
- 次期計画に記載する関係機関の役割等について、どのようなことが考えられるか。

説明は以上です。